

鳥取県立図書館システム更新・保守業務に係る総合評価競争入札実施要領

(事業の概要)

第1条 この要領は、「鳥取県立図書館システム更新・保守業務」(以下「業務」という。)において、入札者から性能、機能、技術等(以下「性能等」という。)に関する提案を募集し民間の技術を積極的に活用することにより、価格だけでなく、価格以外の技術的な要素を考慮することにより質の高い施設管理及び警備を委託することを目的に、一般競争入札時に価格及び性能等をもって申し込みをさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式(以下「総合評価一般競争入札」という。)の実施に関し必要な事項を定める。なお、この総合評価一般競争入札については、地方自治法施行令(以下「施行令」という。)及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(以下「調達手続特例政令」という。)の規定に基づき実施する。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、契約締結日から令和14年2月28日までとする。

(入札の実施時期)

第3条 令和8年4月7日(火)午後2時

(入札参加資格要件)

第4条 本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和6年鳥取県告示第507号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、次の全ての業種区分に登録されている者であること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

(ウ) 文具・事務用機器類の事務・OA機器

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を、令和8年3月2日(月)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより第12条の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに第12条の(3)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達公告日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達公告日から開札日(再度入札を含む。)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件調達公告日から開札日(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱(平成29年10月5日付第201700167239号)第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

カ 本件公告に示した業務を期間内に確実に履行できる者であること。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

ク 本件公告に係る共同企業体の構成員ではないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員は、(1)のア及びウからキまでの要件を全て満たしていること。

イ 各構成員が競争入札参加資格を有するとともに、次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

(ウ) 文具・事務用機器類の事務・OA機器

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和8年3月2日(月)までに原則としてとっとり電子申請サービスにより第12条の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に第12条の(3)の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

- エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- オ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと。
- カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

- (ア) 目的
- (イ) 名称
- (ウ) 事業所の所在地
- (エ) 成立の時期及び解散の時期
- (オ) 構成員の住所及び名称
- (カ) 代表者の名称
- (キ) 代表者の権限
- (ク) 構成員の出資の割合
- (ケ) 運営委員会
- (コ) 構成員の責任
- (サ) 取引金融機関
- (シ) 決算
- (ス) 利益金の配当の割合
- (セ) 欠損金の負担の割合
- (ソ) 権利義務の譲渡の制限
- (タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置
- (チ) 構成員の除名
- (ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置
- (テ) 解散後の契約不適合責任
- (ト) 解散後の著作権
- (ナ) その他必要な事項

(入札公告及び入札説明書に明示する事項)

第5条 当該業務委託に係る入札公告及び入札説明書には、施行令第167条の6第1項、調達手続特例政令第6条の規定により公告をしなければならない事項並びに施行令第167条の6第2項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、次の事項について明示するものとする。

- (1) 提案で求める性能等の要件及び落札者決定基準
- (2) 性能等の提案における企画提案書作成要領
- (3) その他必要と認める事項

(企画提案書作成要領)

第6条 企画提案書作成要領は、次の項目について作成する。

- (1) 作成にあたっての留意事項(様式、部数、方法等)
- (2) 提案にあたっての記述すべき事項(提案のポイント、業務内容等)
- (3) 提案で満たすべき内容(必須要件)
- (4) 可能であれば取り入れて欲しい要件
- (5) その他必要と認める事項

(審査会の設置)

第7条 価格及び性能等を総合的に評価するため「鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会(鳥取県立図書館システム更新・保守業務総合評価競争入札審査会)」(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は次の各号に掲げる事項を審議し、決定するものとする。

- (1) 落札者決定基準
- (2) 落札者
- (3) 入札結果の公表方法等

3 審査会は4名で構成するものとし、委員長及び委員を置くものとする。

4 審査会で決定するに当たり、施行令第167条の10の2第4項に基づき、あらかじめ、次に掲げる事項について学識経験者から意見を聞くこととする。

- (1) 落札者決定基準を定めるにあたっての留意事項
- (2) 落札者の決定(学識経験者が必要であると認めた場合)

(評価要領)

第8条 「資料1鳥取県立図書館システム更新・保守業務落札決定基準」のとおりとし、審査会において決定する。

(入札結果の通知、公表)

第9条 入札結果は、次に掲げる項目について入札参加者全員に文書で通知し、その概要について公表

するものとし、内容及び方法等を審査会において決定する。

(1) 結果の通知

- ア 件名「鳥取県立図書館システム更新・保守業務」総合評価一般競争入札
- イ 開札（評価）結果
- ウ 評価意見等の概要
- エ 結果に対する問合せ先
- オ 今後の手続き

(2) 結果の公表

- ア 件名「鳥取県立図書館システム更新・保守業務」総合評価一般競争入札
- イ 開札（評価）結果
- ウ 評価意見等の概要

(スケジュール)

第10条 契約の締結に至るまでの手続き及び時期

- (1) 落札者決定基準（案）の作成 令和8年1月27日（火）
- (2) 審査委員の任命 令和8年1月27日（火）
- (3) 審査会の開催（落札者決定基準の決定） 令和8年1月28日（水）
- (4) 入札公告 令和8年2月24日（火）
- (5) 入札（企画提案書の提出、内容審査開始） 令和8年4月7日（火）
- (6) 審査会の開催（落札候補者の決定） 令和8年4月24日（金）予定
- (7) 学識経験者の意見照会 令和8年4月24日（金）予定
- (8) 落札者の決定 令和8年4月24日（金）予定
- (9) 通知・公表 令和8年4月下旬～6月下旬
- (10) 契約締結 令和8年4月下旬

(その他)

第11条 提案書等の取扱い

- (1) 原則として返却しない。
- (2) 提出される書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第2条第2項に規定する公文書として開示請求の対象となることがある。
- (3) 提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(担当部局等)

第12条 担当部局及び各種書類の提出先については、次のとおりとする。

- (1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局
〒680-0017 鳥取県鳥取市尚徳町 101
鳥取県立図書館総務課
電話：0857-26-8155 ファクシミリ：0857-22-2996
電子メール：toshokan@pref.tottori.lg.jp
- (2) 入札手続に関する書類の提出先
〒680-0017 鳥取県鳥取市尚徳町 101
鳥取県立図書館総務課
電話 0857-26-8155
電子メールアドレス toshokan@pref.tottori.lg.jp
- (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する書類の提出先
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431